

法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会委員等名簿

（令和2年2月12日現在）

（注）○印は法制審議会委員を示す。

部会長

東京大学教授 ○佐伯仁志

委員

弁護士（第二東京弁護士会所属） 青木和子

東京地方裁判所判事 伊藤雅人

法政大学教授 今井猛嘉

株式会社読売新聞東京本社論説副委員長 ○大沢陽一郎

慶應義塾大学教授 太田達也

中央大学教授 小木曾綾

同志社大学教授 奥村正雄

警察庁生活安全局長 小田部耕治

東京大学教授 川出敏裕

法務省刑事局長 川原隆司

早稲田大学教授 酒巻匡

少年犯罪被害当事者の会代表 武 るり子

最高裁判所事務総局家庭局長 手嶋あさみ

千葉大学教授 羽間京子

東京大学教授 橋爪隆

立教大学教授 廣瀬健二

弁護士（神奈川県弁護士会所属） 山崎健一

最高検察庁検事 吉田誠治

幹事

京都大学教授 池田公博

法務省保護局観察課長 大場玲子

内閣法制局参事官 榑清隆

法務省矯正局参事官 小玉大輔

法務省刑事局刑事法制企画官 鷓鷯昌二

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤村智子

警察庁刑事局刑事企画課長 重松弘教

弁護士（第二東京弁護士会所属） 田鎖麻衣子

法務省刑事局参事官 玉本将之

法務省大臣官房審議官 椿百合子

最高裁判所事務総局刑事局第一課長兼第三課長 福家康史

法務省大臣官房審議官	古	田	康	輔
法務省大臣官房審議官	保	坂	和	人
警察庁生活安全局少年課長	村	上	尚	久
弁護士（東京弁護士会所属）	山	下	幸	夫
法務省刑事局刑事法制管理官	吉	田	雅	之

関係官

法務省特別顧問	井	上	正	仁
法務省特別保護局長	今	福	章	二
法務省矯正局長	大	橋		哲

選考方法

【スタンダード型】理工総生教経獣保

① 出身高等学校の調査書(50点)

全体の評定平均値を10倍にして点数化します。

② 基礎的な試問(80分2科目、各50点)

推薦入試A方式【スタンダード型】の基礎的な試問は、2科目各50点の合計100点満点で判定します。学科別の出題科目は、下表に示すとおりで、必須科目は●、選択科目は○及び△で示してあります。下表の出題科目表の中から2科目選択してください。ただし、△は同一教科内で2科目同時に選択することはできません。

合計150点満点

【スタンダード型】獣医

① 出身高等学校の調査書(50点)

全体の評定平均値を10倍にして点数化します。

② 基礎的な試問(80分2科目、各50点)

推薦入試A方式【スタンダード型】の基礎的な試問は、2科目各50点の合計100点満点で判定します。学科別の出題科目は、下表に示すとおりで、必須科目は●、選択科目は○及び△で示してあります。下表の出題科目表の中から2科目選択してください。ただし、△は同一教科内で2科目同時に選択することはできません。

③ 面接(50点)

合計200点満点

学部	学科	出題科目(学科別出題科目)(80分)						
		英語	数学	数学I・A	物理	化学	生物	国語
理学部	応用数学科	○	●	△	○	○	○	△
	化学科	○	○	△	△	△	△	△
	応用物理学 物理学専攻	○	○	△	△	△	△	△
	応用物理学 臨床工学専攻	○	○	△	△	△	△	△
	基礎理学科	○	○	△	△	△	△	△
	生物化学科	○	○	△	△	△	△	△
	臨床生命科学科	○	○	△	△	△	△	△
	動物学科	○	○	△	△	△	△	△
工学部	バイオ・応用化学科	○	○	△	△	△	△	△
	機械システム工学科	○	○	△	△	△	△	△
	電気電子システム学科	○	○	△	△	△	△	△
	情報工学科	○	●	○	○	○	○	△
	知能機械工学科	○	○	△	△	△	△	△
	生命医療工学科	○	○	△	△	△	△	△
	建築学科	○	○	△	△	△	△	△
	工学プロジェクトコース	○	○	△	△	△	△	△
総合情報学部	情報科学科	○	●	○	○	○	○	△
生物地球学部	生物地球学科	○	△	△	△	△	△	○
教育学部	初等教育学科	○	△	○	△	△	△	○
	中等教育学科 国語教育コース	○	△	○	○	○	○	●
	中等教育学科 英語教育コース	●	△	○	○	○	○	○
	中等教育学科 国際日本語教育コース	●	△	○	○	○	○	○
経営学部	経営学科	○	△	○	△	△	△	○
獣医学部	獣医学科	○	●	△	○	○	○	△
	獣医保健看護学科	○	○	△	△	△	△	△

+ 面接
●

※受験科目は、試験時に選択します。

※獣医学部【獣医学科】の基礎的な試問は、難易度を変えて出題します。

命令は、執行力のある債務名義と同
一の効力を有する。

前項の裁判の執行については、民
事訴訟に関する法令の規定を準用す
る。但し、執行前に裁判の送達をす
ることを要しない。

第四百九十一條 没收又は租税その他
の公課若しくは事實上に關する法令の
規定により言い渡した罰金若しくは
追徴は、刑の言渡を受けた者が判決
の確定した後死亡した場合には、相
続財産についてこれを執行すること
ができる。

第四百九十二條 法人に対して罰金、
料料、没收又は追徴を言い渡した場
合は、その法人が判決の確定した後
合併によつて消滅したときは、合併
の後存続する法人又は合併によつて
設立された法人に対して執行するこ
とができる。

第四百九十三條 第一審と第二審とに
おいて、仮納付の裁判があつた場合
に、第一審の仮納付の裁判について
既に執行があつたときは、その執行
は、これを第二審の仮納付の裁判で
納付を命ぜられた金額の限度におい
て、第二審の仮納付の裁判について
の執行とみなす。

前項の場合において、第一審の仮
納付の裁判の執行によつて得た金額
が第二審の仮納付の裁判で納付を命
ぜられた金額を超えるときは、その
超過額は、これを還付しなければな
らない。

第四百九十四條 仮納付の裁判の執行
があつた後に、罰金、料料又は追徴
の裁判が確定したときは、その金額
の限度において刑の執行があつたも
のとみなす。

前項の場合において、仮納付の裁
判の執行によつて得た金額が罰金、
料料又は追徴の金額を超えるとき
は、その超過額は、これを還付しな
ければならない。

第四百九十五條 上訴の提起期間中の
未決勾留の日数は、上訴申立後の未
決勾留の日数を除き、全部これを本
刑に通算する。

上訴申立後の未決勾留の日数は、
左の場合には、全部これを本刑に通
算する。
一 檢察官が上訴を申し立てたと
き。
二 檢察官以外の者が上訴を申し立
てた場合においてその上訴審にお
いて原判決が破棄されたとき。

前二項の規定による通算について
は、未決勾留の一日を刑期の一日又
は金額の二十円に折算する。

上訴裁判所が原判決を破棄した後
の未決勾留は、上訴中の未決勾留日
数に準じて、これを通算する。

第四百九十六條 没收物は、檢察官が
これを処分しなければならぬ。
第四百九十七條 没收を執行した後三
箇月以内に、権利を有する者が没收
物の交付を請求したときは、檢察官
は、破壊し、又は廃棄すべき物を除
いては、これを交付しなければなら
ない。

没收物を処分した後前項の請求があ
つた場合には、檢察官は、公費に
よつて得た代償を交付しなければな
らない。
第四百九十八條 偽造し、又は変造さ
れた物を返還する場合には、偽造又
は変造の部分とその物に表示しなけ
ればならない。

偽造し、又は変造された物が押收
されていなくば、これを提出さ
せて、前項に規定する手續をしなけ
ればならない。但し、その物が公務
所に属するときは、偽造又は変造の
部分を公務所に通知して相当な処分
をさせなければならぬ。

第四百九十九條 押收物の還付を受け
るべき者の所在が判らないため、又
はその他の事由によつて、その物を
還付することができない場合には、
檢察官は、その旨を官報で公告しな
ければならない。

公告をしたときから六箇月以内に
還付の請求がないときは、その物は
國庫に帰属する。

前項の期間内でも、價借のない物
は、これを廃棄し、保管に不便な物
は、これを公賣してその代償を保管
することができる。

第五百條 訴訟費用の負担を命ぜられ
た者は、貧困のためこれを完納する
ことができないときは、訴訟費用の
負担を命ずる裁判を言い渡した裁判
所に、訴訟費用の全部又は一部につ
いて、その裁判の執行の免除の申立
をすることができぬ。

前項の申立は、訴訟費用の負担を
命ずる裁判が確定した後十日以内に
これをしなければならぬ。

第五百一一條 刑の言渡を受けた者は、
裁判の解釈について疑があるとき
は、言渡をした裁判所に裁判の解釈
を求める申立をすることができる。
第五百二條 裁判の執行を受ける者又
はその法定代理人若しくは保佐人
が、執行に關し檢察官のした処分を
不当とするときは、言渡をした裁判
所に異議の申立をすることができ

る。

第五百三條 前三條の申立は、決定が
あるまでこれを取り下げることがで
きる。

第三百六十六條の規定は、前三條
の申立及びその取下についてこれを
準用する。

第五百四條 第五百條乃至第五百二條
の申立についてした決定に対して
は、即時抗告をすることができぬ。

第五百五條 罰金又は料料を完納する
ことができない場合における労働場
留置の執行については、刑の執行に
關する規定を準用する。

第五百六條 第四百九十條第一項の裁
判の執行の費用は、執行を受ける者
の負担とし、民事訴訟に關する法令
の規定に準じて、執行と同時にこれ
を取り立てなければならない。

附則
この法律は、昭和二十四年一月一
日から、これを施行する。

第六章におきましては、司法権の獨立を
強化し、最高裁判所に違憲立法審査権
や、規則制定権を與えるとともに、そ
の構成にも、特別の配慮をいたしてい
るのであります。そのため新たに裁
判所法や檢察廳法の制定が必要とされ
たのであります。この方面からも、
現行刑事訴訟法には、幾多の改正が
免かれぬことになつたのでありま
す。

政府におきましては、さきに臨時法
制調査會を設け、憲法附屬の他の諸法
律とともに、刑事訴訟法改正法律案の
要綱についても審議答申を得まし
て、これにその後の研究の結果を加
え、昨春、一應の成案を得るに至つた
のであります。この法律の施行に關
する点、この案の中から要点を抜
き出して、應急措置を講じて、新憲法
施行の日を迎えた次第でありました。

これがすなわち日本國憲法の施行に伴
う刑事訴訟法の應急的措置に關する法
律でありまして、殊に犯罪捜査の部門
において、一大變革をもたらしたも
のであります。以下簡単に應急措置法と
異稱いたしますが、新憲法下の刑事手
続は、この應急措置法と現行刑事訴訟
法とが、二者一体となつて、そのも
とに運営されてきていたのであります。

政府におきましては、その後も引續き
研究を進めてまいり、昨秋最高裁判
所の規則制定権との關係等を考慮に
入れ、先ほど申し上げました案にさら
に修正を加えた案を完成したのであり
ました。しかし、今回、さらにこの
案に対して、有力な學者、裁判官、檢

新憲法は、各種の基本的人權の保障
について、格別の注意を拂つてゐるの
であります。なかんずく刑事手續に
關しましては、わが國における従来の
運用に鑑み、特に第三十一條以下數箇
條を劃いて、きわめて詳細な規定を設
けているのであります。しかもこれら
の新憲法の規定は、英米法系的色彩の
濃いものであります。これを完全に
実施するためには、大陸法系的傳統の
もとにつくられた現行刑事訴訟法に
は、根本的な改正を加える必要がある
のであります。さらにまた新憲法は、